

【緊急！】消費者トラブル注意報 第108号**低価格を強調した定期購入にご注意ください！**

通信販売での「定期購入」に関するトラブルの相談が寄せられています。インターネット通販では、申し込む前に、契約内容や解約条件を慎重に確認しましょう。

□相談事例

【事例1】通常価格1万円の美容液が初回限定2,000円との広告を見て注文した。商品が届いて初めて4回購入が条件の「定期購入」になっていることがわかった。解約しようと連絡するが、事業者につながらない。

【事例2】インターネットで、「縛りなし」、「いつでも解約できる」という表示を見て初回限定価格で化粧品を注文したが、初回で解約するには定価との差額を支払うか2回目を購入する必要があると言われた。

■消費者へのアドバイス

申し込む前に契約内容や解約条件をしっかりと確認しましょう。

- 通信販売にはクーリング・オフ制度はなく、解約や返品についてはホームページの表示に従わなければなりません。
- 申し込みの際には、契約内容や解約条件をしっかりと確認し、最終確認画面を印刷したり、スクリーンショットを撮るなどして証拠を残しておきましょう。
- 「いつでも解約できる」と表示されていたが、容易に解約ができないという相談が寄せられています。注意しましょう。
- 何度連絡しても電話につながらず、解約期間を過ぎてしまうケースもあります。事業者につながる証拠として、電話・メール・FAX等の記録を残しておきましょう。

■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）